

7 環境教育コンテンツ制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、7 環境教育コンテンツ制作業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

7 環境教育コンテンツ制作業務委託

(2) 業務内容

7 環境教育コンテンツ制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年（2026 年）1 月 16 日（金）まで

(4) 提案（見積）限度額

4,768,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定

後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

- (6) つくば市の市税、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 動画の制作を含む業務の契約を元請けとして締結し、履行した実績を有すること。
- (8) 参加形態は、単体であること。

4 参加申込方法等

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 会社概要書(様式第2号)

登記簿謄本に基づき記載すること。

ウ 参加資格要件に係る申立書(様式第3号)

エ 契約実績書(様式第4号)

3(7)の要件を満たす契約実績を、最大3件まで記載すること。

また、この契約実績の中から、企画提案審査のプレゼンテーションで使用する動画（以下、「サンプル動画」という。）を1件選定し、当該動画を閲覧できる URL を明示、若しくは当該動画を格納した DVD-R（MP4 形式）を提出すること。

オ 「サンプル動画」制作業務受託に関する契約書の写し

カ 所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税に滞納のないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）

キ 本店所在地の都道府県税に滞納のないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）

ク つくば市の市税に滞納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）

ケ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）の写し

(2) 提出方法

ア メール、持参又は郵送(提出期限日必着)により提出すること。

イ 電子メールによって提出する場合は、「13 担当部署（選定委員会事務局）問合せ先」まで受信確認の電話連絡を行うこと。また、送付データは PDF とすること。

イ 持参又は郵送により提出する場合は、正本1部、副本1部の合計2部提出すること。また、その PDF データを電子メールで送付すること。

ウ 持参する場合は、事前に電話にて来庁日時を連絡すること。

(3) 提出期限

令和7年(2025年)6月10日(火) 8時45分から6月23日(月) 16時30分までとする。

(4) 提出先

「13 担当部署(選定委員会事務局) 問合せ先」に同じ

(5) 参加申込に関わる質問

ア 提出書類

参加申込に係る質問書(様式第5号)

イ 提出期間

令和7年(2025年)6月10日(火) 8時45分から6月13日(金)16時30分までとする。

ウ 提出先

「13 担当部署(選定委員会事務局) 問合せ先」に同じ

エ 提出方法

電子メールにより提出すること。電話にて到着確認を行うこと。

オ 回答方法

令和7年(2025年)6月17日(火)を目途に、期間中に提出された全ての質問に対する回答を一括して本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わないこととする。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問に対しては、まとめて回答するものとする。

5 参加資格の審査及び結果の通知

選定委員会事務局は、参加申込時の提出書類により、参加資格の審査を行う。

審査結果の通知は、令和7年(2025年)6月25日(水)に、参加申込者全員に対し、電子メールにて送付することで行う。

なお、参加資格を満たしていないと判断された者は、通知日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を除く。)に、審査結果に対する説明要求書(様式第6号)を電子メールで提出することにより説明を求めることができる(提出先は、「13 担当部署(選定委員会事務局) 問合せ先」)。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

「7 環境教育コンテンツ制作業務委託企画提案作成マニュアル」(以下

「企画提案書作成マニュアル」)に基づき作成すること。また、「7(3) 審査基準」も参考にして作成すること。

イ 見積書(任意様式)

各コンテンツ(「仕様書」4(2) ア～ウ参照)ごとの内訳も記載すること。

ウ プレゼンテーション出席者報告書(様式第7号)

出席者は3名以内とし、発表者は本業務の担当者とする。

なお、参加申込書を提出した事業者のみ出席可能とする。

(2) 提出方法

ア メール、持参又は郵送(提出期限日必着)により提出すること。

イ メールによって提出を行った場合は、「13 担当部署(選定委員会事務局) 問合せ先」まで受信確認の電話連絡を行うこと。また、送付データはPDF とすること。

ウ 持参する場合は、事前に電話にて来庁日時を連絡すること。

エ 持参又は郵送により提出する場合は、正本1部、副本9部の合計10部提出すること。また、そのPDF データを電子メールで送付すること。

(3) 提出期限

令和7年(2025年)6月26日(木)8時45分から7月17日(木)16時30分までとする。

(4) 提出先

「13 担当部署(選定委員会事務局) 問合せ先」に同じ

(5) 企画提案書等の提出に係る質問

ア 提出書類

企画提案書提出に係る質問書(様式第8号)

イ 提出期間

令和7年(2025年)6月26日(木)8時45分から7月2日(水)16時30分までとする。

ウ 提出先

「13 担当部署(選定委員会事務局) 問合せ先」に同じ。

エ 提出方法

電子メールにより提出すること。電話にて到着確認を行うこと。

オ 回答方法

令和7年(2025年)7月7日(月)を目途に、期間中に提出された全ての質問に対する回答を一括して本市ホームページで公表するものとし、個別対応は行わないこととする。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問に対しては、まとめて回答するものとする。

7 審査及び選定

(1) 選定委員会の設置

透明性・公平性確保のため選定委員会を設置し審査を実施する。

(2) 企画提案審査（プレゼンテーション）

ア 実施日時及び実施場所

令和7年(2025年)7月22日(火)から7月25日(金)までのいずれかの日、つくば市役所での実施を予定している。正式な日時や場所等については、別途通知する。

イ 出席者

出席者は3名以内とし、発表者は本業務の担当者とすること。

なお、参加申込書を提出した事業者のみ出席可能とする。

ウ 審査時間

(ア) プレゼンテーション（15分以内）

(イ) サンプル動画再生及び説明（5分以内）

(ウ) 質疑応答（10分以内）

エ 留意事項

(ア) サンプル動画については、「企画提案書作成マニュアル」の記載事項も確認すること。

(イ) 審査は全て非公開で、7(2)ウの順で行うものとする。

(ウ) 提出済みの企画提案書とサンプル動画を使用してプレゼンテーションを行うこと。（追加資料は不可とする。）

(エ) 椅子、電源、プロジェクター(HDMI)、スクリーン、ケーブルは選定委員会事務局が用意、PC等は持参すること。その他の物品が必要な場合は、選定委員会事務局の承諾を受けた上で参加申込者の負担において用意すること。

(3) 審査基準

審査基準は、審査項目を点数化し、優劣に応じて採点する。各項目の配点比率については、下記の審査基準表のとおりとする。

審査基準表

審査項目	評価の視点	配点	様式	評価者
業務経歴 (動画制作実績含む)	① 同種・類似業務(教育・研修動画、広報・PR動画、解説・啓発動画等の制作を含む業務)の実績があるか	30点	様式第4号	審査員

	② 実績の質は充分であるか			
実施体制	業務遂行に適した体制（専門性、経験等）となっているか。	10 点	企画提案書（任意様式）	審査員
全体スケジュール	無理なく実現可能なスケジュールか。	10 点	企画提案書（任意様式）	審査員
コンテンツ内容・構成	① 「企画提案書作成マニュアル」の要件は満たしているか。また、追加提案はあるか。 ② 教育効果・啓発効果はあるか。 ③ 魅力がある表現手法を使っているか。	40 点	企画提案書（任意様式）	審査員
費用	① 費用が明確に示されているか ② 提案内容と費用は妥当であるか。	10 点	企画提案書・見積書	審査員

(4) 選定方法

選定委員会の委員長及び各委員が参加申込者ごとの評価点の合計で順位をつけ、第1順位の最も多い者を第1位受託候補者、次に多い者を第2位受託候補者として順次第3位以下も同様に選定する。

なお、第1順位が最も多い者が2者以上あるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。

ア 全ての審査項目に対する委員長及び各委員の評価点の合計

イ 「コンテンツ内容・構成」に対する委員長及び各委員の評価点の合計

ウ 「業務経歴（動画制作実績含む）」に対する委員長及び各委員の評価点の合計

エ 「実施体制」、「全体スケジュール」に対する委員長及び各委員の評価点の合計

なお、委員長及び各委員の平均合計点数が満点の5割以下である場合は選定しないものとする。

(5) 審査結果の通知

令和7年(2025年)7月30日(水)を目途に、審査を受けた全員に対し、電子メールにて通知する。選定されなかった参加申込者は、「5 参加資格の審査及び結果の通知」と同様の方法で説明を求めることができる。

(6) 審査結果の公表

つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドラ

インに基づき公表する。

8 受託候補者との協議・契約

第1位受託候補者と随意契約に向け仕様等の協議を行うものとする。なお、その者と合意に至らなかった場合、又はその者が失格となった場合には、第2位受託候補者と交渉を行い、第3位以下も同様に行うものとする。契約締結は令和7年(2025年)8月中旬を予定する。

9 日程

期間	実施内容
令和7年(2025年)6月10日(火)	プロポーザル実施要領の公表
令和7年(2025年)6月10日(火)～6月13日(金)	参加申込に係る質問受付
令和7年(2025年)6月17日(火) 予定	質問回答(市HPにて公表)
令和7年(2025年)6月10日(火)～6月23日(月)	参加申込書の受付
令和7年(2025年)6月25日(水)	参加資格審査結果の通知
令和7年(2025年)6月26日(木)～7月2日(水)	企画提案書に係る質問受付
令和7年(2025年)7月7日(月) 予定	企画提案書に係る質問への回答(市HPにて公表)
令和7年(2025年)6月26日(木)～7月17日(木)	企画提案書の受付期間
令和7年(2025年)7月22日(火)～7月25日(金) のいずれかの日 予定	選定委員会の開催
令和7年(2025年)7月30日(水) 予定	審査結果の通知
令和7年(2025年)8月中旬	受託候補者との協議、契約締結

10 提出書類の取扱い

- (1) 受託候補者の選定以外に使用しない。
- (2) 本プロポーザルに必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提出期限以降の差し替え・再提出は、市から修正又は変更の指示があった事項を除き、認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例に基づき公開することがある。

11 失格事項

次に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (3) 見積金額が提案限度額を超えている場合
- (4) 契約締結までに参加資格要件を欠いた場合
- (5) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (6) その他、選定委員会が適当でないと判断した場合

12 その他

- (1) 参加申込者が1者でも審査を行うこととする。
- (2) 書類作成・提出、プレゼン出席費用は参加申込者負担すること。
- (3) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「13 担当部署（選定委員会事務局）問合せ先」へ電話連絡の上、参加辞退届（任意様式を令和7年(2025年)7月17日(木)16時30分までに「13 担当部署（選定委員会事務局）問合せ先」メールアドレス宛てに電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。また、その場合、件名を「(参加辞退) 7環境教育コンテンツ制作業務委託」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。
- (4) 提案は1者につき1案のみとする。
- (5) 全ての提案について、契約の目的が十分に達成できないと判断したときは、受託候補者を選定しないことができるものとする。

13 担当部署（選定委員会事務局）問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市 生活環境部環境政策課（企画調整係）
TEL 029-883-1111
メール evm026@city.tsukuba.lg.jp